

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したのから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要な場合があります。

3 区市町別サービス一覧【藤枝市】

(令和6年4月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		担当課	電話番号	備考
		必要	不要			
1	市営住宅への入居	○		建築住宅課	054-643-3481	
2	結婚新生活支援事業	○		広域連携課	054-643-3229	
3	税務証明の交付	○		納税課	054-643-3332	住民票同一世帯のものに限る
4	国民健康保険関係		○	国保年金課	054-643-3303	住民票同一世帯のものに限る
5	後期高齢者医療制度関係		○	国保年金課	054-643-3307	住民票同一世帯のものに限る
6	身体障害者等に関する軽自動車税の減免		○	課税課	054-643-3276	「生計同一証明書」または「常時介護証明書」が必要
7	放課後児童クラブの送迎		○	こども課	054-643-6611	
8	公立保育所の送迎		○	こども課	054-643-3325	
9	母子健康手帳の交付	○		健康推進課	054-645-1111	
10	パパママ教室への参加	○		健康推進課	054-645-1111	
11	生活保護の受給		○	福祉政策課	054-643-3299	
12	災害見舞金の支給		○	福祉政策課	054-643-3148	世帯主が申請できないとき、同性パートナーも申請書類を提出できる。
13	犯罪被害者遺族見舞金	○		交通安全・地域安全課	054-631-5553	犯罪発生時に犯罪被害者と生計を一にしていたものに限る
14	DV相談		○	こども・若者支援課	054-643-7227	
15	感震ブレーカー設置の費用補助	○		地域防災課	054-643-2110	住民票同一世帯のものに限る
16	仲良し夫婦移住定住促進事業	○		住まい戦略課	054-631-5750	
17	結婚記念花木配布	○		花と緑の課	054-643-3487	
18	住民票の続柄	○		市民課	054-643-3123	住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能。